

中央区緑のアダプト活動実施要綱

平成22年3月1日
21中土公第107号
平成23年3月31日
22中土管第911号
令和3年12月22日
3中環水第251号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）の管理する公園、児童遊園、緑地帯等（以下「公園等」という。）の一定区画において、区民、事業者等が草花等の管理の補助を行うことにより、公園等に対する愛着心の醸成及び良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において緑のアダプトとは、区の区域内（以下「区内」という。）に在住する者又は区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人（以下「団体等」という。）が区と取り交わす覚書に基づき、公園等の一定区域の管理の補助をすることをいう。

(団体等の役割)

第3条 緑のアダプト活動をしようとする団体等は、公園等の一定区域において、次に掲げる活動を年間を通じて実施するよう努めるものとする。

- (1) 草花又は木の植付け、剪定等
- (2) 木の葉の収集、除草等
- (3) ごみの収集等
- (4) 害虫の発生、倒木等の区への情報提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める活動

(区の支援)

第4条 区長は、団体等に対し次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 草花、樹木、肥料等の提供
- (2) 剪定バサミ、移植コテ、軍手、清掃用具等の支給又は貸与
- (3) 活動団体名等を記載した看板の掲示
- (4) 保険の加入
- (5) 活動の拠点となる場の提供

(公募)

第5条 区長は、毎年区長の指定する時期に広報誌、ホームページ等により、

緑のアダプト活動に参加する団体等を公募する。

(申込み)

第6条 緑のアダプト活動に参加しようとする団体等は、区長に対し別記第1号様式による参加申請書に、別記第2号様式による参加者名簿及び別記第3号様式による年間活動計画書(団体に限る。)を添付の上、提出するものとする。

(協議)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときには、活動計画の内容等について団体等と協議する。

(覚書の締結)

第8条 区長は、前条の規定による協議により緑のアダプト活動が適当と認めるときは、団体等と別記第4号様式による覚書を取り交わすものとする。

2 区長又は団体等は、活動計画等の内容を変更しようとするときは、協議の上、内容を変更することができる。

3 区長は、団体等が覚書の内容を履行しないとき、又は内容を逸脱したと認めるときは、内容に基づく活動を行うよう指導及び助言をすることができる。

(草花等の支給)

第9条 前条第1項の規定により覚書を締結した団体等(以下「アダプト実施団体等」という。)は、毎年、別表に定める支給及び貸与対象物品(以下「草花等」という。)を、区長に対し別記第5号様式により申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該団体の活動する公園等の広さ等を考慮の上、必要量を決定し、別記第6号様式による支給決定通知書により通知するとともに、当該物品等を現物支給又は貸与をするものとする。

(看板の掲示)

第10条 区長は、アダプト実施団体の要望に対し、当該団体の活動する区域内に掲示する看板を支給するものとする。

2 アダプト実施団体等は、前項の看板に団体名又は個人名を記載した看板を設置するものとする。

3 アダプト実施団体は、前項に規定する表示事項以外の事項を記載してはならない。

(表彰)

第11条 区長は、区長が別に定める基準に基づき、区長がアダプト活動に尽力したと認める団体等に対し、表彰するものとする。

(ボランティア支援室の利用貸与)

第12条 アダプト実施団体は、アダプト活動のため区立浜町集会施設のボランティア支援室を利用しようとするときは、別記第7号様式により申請する

ものとする。

- 2 区長は、前項の規定により、アダプト実施団体からボランティア支援室の利用申請があった場合は、内容を確認の上、別記第8号様式により決定通知書を申請者に通知する。

(覚書の解除)

第13条 団体等は、第8条の覚書を解除するときは、区長に対し、別記9号様式による覚書解除申請書を提出しなければならない。

- 2 区長は、団体等が第8条第3項の指導及び助言に従わないとき、又は前項の覚書解除申請書が提出されたときは、別記第10号様式による覚書解除通知書により覚書を解除し、アダプト活動をやめさせることができる。

- 3 団体等は、前項の規定により覚書を解除したときは、管理箇所を現状に回復し、区長の確認を得なければならない。ただし、区長が原状回復をする必要がないと認める場合は、この限りでない。

(活動報告)

第14条 団体等は、毎年4月末日までにアダプト活動の内容について、別記第11号様式による年間活動報告書を区長に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境土木部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区緑のアダプト活動実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。